

大安協発 第4-21号

令和4年5月13日

会 員 各 位

一般社団法人 大阪府高圧ガス安全協会
会 長 武 内 幸 祐



「放置ボンベ撲滅」の取組成果の集計結果について

平素は格別のご支援を賜り厚くお礼申し上げます。

保安3法事務連携機構おおさかより、添付の《「放置ボンベ撲滅」の取組成果（令和3年度）の集計結果について》の通知を受けましたのでお知らせ致します。

【添付】

「放置ボンベ撲滅」の取組成果（令和3年度）の集計結果について（保安3法事務連携機構おおさか）

以 上

令和4年5月12日

一般社団法人大阪府高圧ガス安全協会 御中

保安3法事務連携機構おおさか事務局
(大阪市消防局予防部規制課内)

「放置ボンベ撲滅」の取組成果（令和3年度）の集計結果について

新緑の候、貴協会にはますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は保安3法事務連携機構おおさかの運営に関しまして格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、大阪府内における令和3年度の「放置ボンベ撲滅」の取組成果につきまして、ご参考までに別紙のとおりお知らせいたします。内容にご不明な点がございましたら下記担当までお問い合わせください。

今後とも保安3法事務連携機構おおさかの運営にご協力の程よろしく願いいたします。

保安3法事務連携機構おおさか事務局
(大阪市消防局予防部規制課内)
担当 / 木下・楠原 / 06 - 4393 - 6267
pa0032@city.osaka.lg.jp

令和3年度通年「放置ボンベ撲滅」の取組成果について

保安3法事務連携機構おおさか

令和3年度通年の「放置ボンベ撲滅」の取組成果は以下のとおりです。

取組実施機関 府内25消防本部及び大阪府（高槻市）

取組集計期間 令和3年4月1日～令和4年3月31日

1 総括表

(1) 処理したボンベ本数

| | | | | | |
|------------|-------------|-----|------|--------------|----|
| ボンベ数 合計 | 117 | 撤去数 | 114 | 所有者へ返却 | 53 |
| | | | | 所有者以外の販売店が回収 | 11 |
| | | | | 容器管理委員会が回収 | 36 |
| | | | | その他A | 14 |
| | 管理状況 是正数 | 3 | 温度管理 | 0 | |
| | | | 転倒防止 | 0 | |
| | | | その他B | 3 | |

※温度管理、転倒防止又はその他が重複して該当する場合があるため、それらの合計と管理状況是正数は一致しないことがある。

○撤去数における「その他A」には、次の事例がありました。

- ・知人の産業廃棄物処理業者に廃棄されていた。
- ・大阪府LPガス協会により回収対応された。
- ・共同住宅ゴミ置き場に炭酸ガス容器1本が不法投棄されており、マンション所有者が廃棄業者へ連絡し、回収処理された。
- ・市が管理する植樹帯に窒素ガス容器1本が不法投棄されていたため、市が産業廃棄物処理業者へ依頼し、回収処理された。
- ・放置ボンベが地中から出てきたことから、劣化が著しく刻印が不鮮明であったため、目視できる情報を大阪府LPガス協会へ報告したところ、協会から委託を受けた販売店が回収した。

○撤去数における「その他B」には、次の事例がありました。

- ・直射日光があたる場所で放置されていたため、風通しの良い場所に保管するよう指導した。

(2) 発見場所数

| | | | | | |
|-------------|----|----------------|----|------------|----|
| 発見場所数 合計 | 51 | 事業所数 | 32 | 工場・作業場 | 2 |
| | | | | 飲食店 | 1 |
| | | | | 廃品回収・処分事業所 | 0 |
| | | | | その他C | 29 |
| | | 空地・道路 ・河川等数 | 19 | | |

○容器の発見場所の「その他C」には、次の事例がありました。

- ・ 自宅のガレージ
- ・ 温泉施設の地下1階、
- ・ 屋外の駐車場
- ・ 学校
- ・ 自宅の倉庫
- ・ 一般住宅
- ・ 共同住宅敷地内
- ・ 事業所敷地内
- ・ 物品販売店
- ・ 高速道路の敷地内
- ・ 空きテナント
- ・ ガソリンスタンド敷地内
- ・ 空き家
- ・ 土木事務所
- ・ 池の堤

2 ポンベ別

撤去したポンベの本数をガス種・状態別に集計

| | ガス種別 本数 | 状態別 | | | | |
|----------|------------|-----|----|-------|----|-----|
| | | さび | 変形 | 長期間存置 | 投棄 | その他 |
| 酸素 | 13 | 1 | 0 | 11 | 1 | 0 |
| 炭酸ガス | 30 | 24 | 0 | 28 | 1 | 0 |
| アセチレン | 9 | 3 | 0 | 4 | 3 | 0 |
| LPガス | 34 | 20 | 0 | 34 | 2 | 1 |
| フルオロカーボン | 21 | 4 | 1 | 17 | 5 | 0 |
| その他 | 4 | 1 | 0 | 2 | 2 | 0 |
| 不明 | 3 | 1 | 0 | 1 | 2 | 0 |

※状態別はそれぞれ重複して該当する場合があるため、それらの合計とガス種別本数は一致しないことがある。

3 覚知・発見場所・対応別

撤去したボンベの本数を覚知・発見場所・対応別に集計

| 覚知別 | 発見場所別 | | 対応別 | | | |
|-------------|-----------|------------|--------|--------------|------------|-----|
| | | | 所有者へ返却 | 所有者以外の販売店が回収 | 容器管理委員会が回収 | その他 |
| 立入検査 | 事業所 | 工場・作業場 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 飲食店 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 廃品回収・処分事業所 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | その他 | 1 | 3 | 22 | 1 |
| その他職員発見・通報等 | 事業所 | 工場・作業場 | 2 | 1 | 0 | 0 |
| | | 飲食店 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| | | 廃品回収・処分事業所 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | その他 | 23 | 5 | 13 | 5 |
| | 空地・道路・河川等 | 23 | 3 | 3 | 11 | |

4 経緯等

- ・建設局職員が河川敷に放置されていた酸素ボンベ4本、アセチレンボンベ1本を発見し、消防へ通報した。
- ・自宅1階ガレージに長期間放置されていたフルオロカーボンボンベ1本、LPガスボンベ1本、アセチレンガスボンベ1本及び酸素ボンベ1本の取り扱いについて、市民から消防へ相談があった。
- ・消防職員が立入検査時に、用途変更による不活性ガス消火設備の廃止のため放置されていた炭酸ガスボンベ22本を発見した。
- ・近隣住民が屋外に放置されているボンベを発見し、消防へ通報した。
- ・消防職員が立入検査時に、長期間放置されていたアルゴンと炭酸ガスの混合ガスボンベを発見した。
- ・消防職員が付近を調査中に貸ガレージ内に放置されているボンベを発見した。
- ・知人の引っ越しを手伝っていたところ、知人宅の倉庫から窒素ボンベが発見されたため、通報した。
- ・空地に放置されていたものを市民が通報した。
- ・倉庫の整理をした際にボンベを発見し通報した。ボンベが紛れ込んだ経過は不明。
- ・促進週間中の消防団による放置ボンベ捜索活動中に発見した。
- ・近隣住民から一般住宅の敷地境界線に放置されているボンベについて相談があった。
- ・消防隊出動先で、共同住宅敷地内に放置されているボンベを発見した。
- ・事業所内に長期間放置されているボンベを発見した。
- ・物品販売店の立入検査時に放置されているボンベを発見した。
- ・消防職員から一般住宅前側溝に放置されているボンベがあると連絡があった。
- ・共同住宅の所有者から管理会社を通じて、当該共同住宅ゴミ置き場に液化炭酸ガスボンベが放置されていると消防へ通報があった。
- ・土地所有者が見回りを実施した際、植樹帯にボンベが放置されていると消防へ通報があった。
- ・月極駐車場所有者から敷地内に放置ボンベがあり困っていると消防署に連絡があった。
- ・高速道路のインター料金所敷地内にボンベが放棄されていたため消防署に連絡があった。
- ・空きテナントにボンベが放棄されていると消防署に連絡があった。
- ・ガソリンスタンドの店長が消防本部に来庁した際に、4年ほど前ガソリンスタンド敷地内に何者かが放置したフルオロカーボン容器1本を保管していたが、処分に困っていると相談を受けた。
- ・住宅玄関先で数本のLPガスボンベが放置されていると付近住民から消防へ通報があった。
- ・空地に長期間放置されているボンベがあると土地所有者から通報があった。

- ・ 放置ボンベ撲滅週間に伴い、市の広報誌に放置ボンベ週間の情報を掲載後、「放置ボンベかわからいが、隣の空き家に使われていないボンベが数年放置されている。」との匿名での通報があった。
- ・ 放置場所（池の堤）付近において、農作業をしている人物からLPガスボンベが長年放置されており、危険なため処理してほしいとの通報があったもの。
- ・ 自宅ベランダに放置されていたプロパンガスボンベを住人が発見し、消防に通報があった。
- ・ 管内山林内において、土地所有者が山林を掘っていたところLPガスボンベを発見したとの通報があった。

以上となります。